

# 営業時間短縮・休業の要請 「エリアの拡大」と「期間延長」

区域

栄・錦地区

愛知県全域

期間

11月29日(日)～12月18日(金)⇒**17日(木)迄19日間・1日短縮**

12月18日(金)～1月11日(月)

25日間

対象

- 接待を伴う「飲食店」
- 酒類を提供する「飲食店及びカラオケ店」

法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

# 対象施設と要請内容

## 特措法の規制対象※

◎ 接待を伴う飲食店  
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎ 酒類を提供する飲食店  
(バー・クラブ等)

◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“**遵守していない**”施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

**「休業を要請」**

ガイドラインを“**遵守している**”施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

## 特措法の規制対象外

◎ 酒類を提供する飲食店  
(居酒屋等)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

# 感染防止対策協力金の支給

1事業者あたり1日2万円・最大40万円

支給  
金額

1店舗あたり・1日4万円

最大100万円

条件

下記の2点を実施していること

①業種別ガイドラインを遵守

②「安全・安心宣言施設」に登録し、

PRステッカーとポスターを掲示

■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	<p>・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」</p> <p>・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～21時)を要請」</p>
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店  (特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
上記以外の酒類の提供を行う飲食店		
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～21時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは  
 飲乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

## 「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」の 実施概要について

愛知県では、2020年12月18日から2021年1月11日を対象期間として実施する営業時間の短縮等の要請に係る「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」について、実施概要を取りまとめましたので、お知らせします。

この協力金は、12月14日（月）に発表した「愛知県感染防止対策協力金（12/19～1/11 実施分）」を見直して実施するものです。

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮\*を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」を交付します。

※営業時間短縮には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

### 2 対象期間・支給額

対象期間：2020年12月18日（金）～2021年1月11日（月）（25日間）

支給額：1店舗1日当たり4万円 最大100万円（要請に応じた日数分を交付）

### 3 主な対象要件

- ・県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者等が対象となります。この場合、県外に本社がある事業者も対象になります。
- ・業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスター掲示を行っていることが必要となります。

#### <対象施設>

対象施設（要件）			協力金
[特措法の規制対象* <sup>1</sup> ] 接待を伴う飲食店 (キャバレー、ホストクラブ等) 酒類の提供を行う飲食店 (バー、ナイトクラブ等) 酒類を提供するカラオケ店	ガイドラインを“ <u>遵守していない</u> ”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)	休業を要請	対象外
	ガイドラインを“ <u>遵守している</u> ”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)	営業時間短縮* <sup>2</sup> (5時～21時)を要請	対象
[特措法の規制対象外] 酒類の提供を行う飲食店 (居酒屋等)	ガイドラインを“ <u>遵守している</u> ”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)	営業時間短縮* <sup>2</sup> (5時～21時)を要請	対象

※1 特措法・施行令第11条第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

※2 21時～5時の間に営業していた事業者が時間短縮した場合

#### [参考情報]

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」(PR ステッカー・ポスターの取得方法等)については、下記をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、下記をご覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

#### 4 申請受付期間 (予定)

受付方法の詳細については、現在調整中です。詳細が決まりましたら、県 Web ページ等でお知らせします。

#### 5 申請に必要な書類 (予定)

(1) 協力金申請書

(2) 営業実態が確認できる書類

・飲食店営業許可書など、営業に必要な許可等(風営適正化法関係の営業許可・届出)の写し

・確定申告書の写し

(3) 営業時間短縮等の状況が確認できる書類

ホームページの画面の写し又はポスターやチラシの写真など

(4) その他本人確認等に必要な書類

運転免許証、保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し

(5) 誓約書

(6) 振込先口座がわかる書類

#### 6 問い合わせ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金(12/18~1/11実施分)」、「安全・安心宣言施設」PRステッカー等については、県民相談窓口(コールセンター)までお問い合わせください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日\*)

※ ただし、12月29日(火)から1月3日(日)は除きます。

## 「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」について（Q & A）

○ 営業時間短縮の要請を受けた飲食店等とは何を指しますか？

→県内にある「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」「酒類の提供を行うカラオケ店」で、従前より午後9時から午前5時の間に営業を行っている飲食店等を指します。

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

→営業時間短縮の要請を受けた飲食店等を運営する中小企業等が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に支払われます。

○ PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか？

→業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の条件になります。できるだけ速やかに、「安全・安心宣言施設」へ登録し、PRステッカー・ポスターを入手してください。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際に入手したPRステッカー・ポスターの掲示で差し支えありません（再度登録する必要はありません）。

※ なお、「安全・安心宣言施設」への登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

○ 中小事業者等とは何を指しますか？

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の各種法人も対象となります。

○ 全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか？

→2020年12月18日（金）～2021年1月11日（月）の期間において、営業時間の短縮を行った日について、1店舗あたり、1日4万円を交付します。例えば営業時間の短縮を10日間行った場合、40万円を交付します。

○ 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか？

→感染防止対策のため、終日休業した場合も交付対象となります。

○ 複数の店舗を持つ場合はどのように支給されますか？

→協力金は1店舗当たりの交付となります。

○ 栄・錦地区における「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」と、今回の要請に伴う協力金とまとめて申請ができますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」とは異なる制度になりますので、お手数ですが分けて申請してください。

今回の要請に伴う協力金の申請受付開始は、要請期間終了後を予定しています。

なお、「愛知県感染防止対策協力金（11/29～12/17 実施分）」の申請受付期間は12月21日～2月1日です。